



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月17日(火) 第10066号

目次

	ページ
<b>公 告</b>	
○土地改良事業の換地処分の届出(農村整備課)	2
○開発工事の完了(建築課)	2
○道路の指定(同)	2
○道路位置の指定(同)	3
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(特別支援教育課)	4

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同法第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分者の名称 富岡市
- 2 土地改良事業の名称 富岡市宮宇田・一ノ宮土地改良事業 宇田・一ノ宮地区
- 3 処分年月日 令和4年12月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字丑沼1250-1、1251-2	邑楽郡邑楽町大字中野1251番地 大野将宜
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1341-6	邑楽郡千代田町大字萱野1056番地の6 菊地謙太郎
3	吾妻郡東吾妻町大字原町字上之町593-1、594-2、594-4	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年1月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	藤岡市藤岡字北ノ原942-1の一部、942-1先、975-4の一部	延長 幅員 有効幅員 242.12 4.62 ~5.87 4.50 ~5.75	群馬県指令高土第868-1号 令和4年12月28日

2	同	藤岡市藤岡字北ノ原942-1の一部、942-1先、975-4の一部	延長 97.70 幅員 5.87 有効幅員 5.75	群馬県指令高土第868-2号 令和4年12月28日
3	同	藤岡市藤岡字北ノ原942-1の一部、942-1先	延長 112.00 幅員 10.40 有効幅員 10.28	群馬県指令高土第868-3号 令和4年12月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年1月17日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	甘楽郡甘楽町大字造石字向井594-8、605-7、605-9、606-7、606-11、606-13、607-3、608-4、614-3、614-3先	延長 162.01 有効延長 161.89 幅員 5.00 有効幅員 ~6.50 有効幅員 5.00 有効幅員 ~6.00	群馬県指令高土第253-4号 令和4年12月28日

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
別表第三中男女別の欄を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---